

● 請願・陳情について

川崎市教育委員会会議規則～抜粋～

- 第16条 委員会に請願又は陳情（以下「請願等」という。）しようとする者は、その趣旨並びに請願者又は陳情者（以下「請願者等」という。）の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名）を記載した文書（以下「請願書等」という。）を委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により請願書等を受理したときは、委員長はこれを会議に付し、審議を行い、その結果を請願者等に通知しなければならない。
- 3 本条第1項の規定により請願書等を提出した者は、委員会が許可したときは、委員長が定めた時間内において、請願等に関して陳述することができる。

● 会議の順序について

川崎市教育委員会会議規則～抜粋～

- 第6条 会議は、おおむね次の順序で行う。
- (1) 開会
 - (2) 前回会議録の承認
 - (3) 報告及び説明
 - (4) 議事
 - (5) その他
 - (6) 閉会

○規則では、請願・陳情の審議は議事のあとに行うこととなるが、請願者・陳情者に配慮し、慣例として順序を前へ入れ替えて行っている。

● 一括審議について

川崎市教育委員会会議規則～抜粋～

- 第8条 会議に付すべき事件を審議するときは、委員長は、これを宣言しなければならない。
- 2 委員長が審議上必要があると認めたときは、数件を一括して議題とすることができる。

○委員長が審議上必要があると認めたときは、報告事項、議事事項、請願・陳情審議など関連する案件を一括して審議している。

○審議は一括で行うが、採決等はそれぞれに行うため、採決等の順番については、規則による会議の順序に基づき、報告、議事、その他（請願・陳情）の順に行っている。

日本国憲法(抄)

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

請願法(抄)

第一条 請願については、別に法律の定める場合を除いては、この法律の定めるところによる。

第二条 請願は、請願者の氏名(法人の場合はその名称)及び住所(住所のない場合は居所)を記載し、文書でこれをしなければならない。

第三条 請願書は、請願の事項を所管する官公署にこれを提出しなければならない。
天皇に対する請願書は、内閣にこれを提出しなければならない。

2 請願の事項を所管する官公署が明らかでないときは、請願書は、これを内閣に提出することができる。

第四条 請願書が誤つて前条に規定する官公署以外の官公署に提出されたときは、その官公署は、請願者に正当な官公署を指示し、又は正当な官公署にその請願書を送付しなければならない。

第五条 この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。

第六条 何人も、請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。